

令和3年4月1日

日光だいや川公園
『だいやの週末』

《 物販・飲食 》

出店要項

日光だいや川公園内での販売行為やサービスの提供など出店を行う場合は、事前に事務職員と協議のうえ出店申請書を提出してください。

出店の内容によっては、公園管理事務所において審査のうえ出店の可否を決定し、許可しない場合があります。また、出店にあたっては、下記の出店条件に同意のうえ出店の申請をお願いします。

1. 主 催

日光だいや川公園管理事務所

2. 趣 旨

月2回定期開催。エコ推進の観点から、リサイクル品のフリーマーケットを行う。また、物販・飲食出店を募り、来場者へ利便性と憩いの場を提供する。

3. 開催日時(出店時間)

令和3年6月～11月

月2回(第1日曜・第3日曜)定期開催。

※繁忙期の密を避け6月からの開催

6月	7月	8月	9月	10月	11月
6日	4日	1日	5日	3日	7日
20日	18日	15日	19日	17日	21日

出店時間：10時半～16時まで

※雨天決行、荒天中止

※指定時間以外の出店はできません。

4. 会 場

日光だいや川公園内 イベント広場

5. 出店応募資格(下記の3点を全て満たすもの)

1. 令和3年4月1日現在、20歳以上で栃木県内在住又は在勤若しくは周辺地域で営業している個人又は法人若しくは任意団体及び店舗を構える者。
※ただし、別途公園管理事務所で認められた場合はこの限りではない。
2. 出店にあたり、2名以上であること。（1名は必ず店にいること）
3. 本要項に示された事項を遵守できる者。

● 次の項目に掲げる業種及び者は出店不可とする

- * 未成年者
- * 破産者であって復権していない者
- * 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者若しくはその繋がりとされる者
- * 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- * 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴されたもので判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- * 社会問題を起こしている業種又は者
- * 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続の申立てがなされている事業者
- * 市税を滞納している者（他市に在住する者は居住地の税とする。）
- * その他、法令に違反している者
- * 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- * 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない者
- * 上記に掲げるもののほか、公園管理事務所が不適当と認める業種及び者

● 次に掲げる飲食物等は、販売不可とする

- * 公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品若しくはサービスを提供するもの
- * 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの
- * 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- * 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの
- * 上記に掲げるもののほか、公園管理事務所が不適切と判断した商品

6. 出店料（公園使用料・イベント運営費として）

物販ブース	2,000円／1日
飲食ブース	3,000円／1日
飲食ブース＋物販ブース	3,000円／1日

※出店料は当日徴収いたします。

※受付後はいかなる理由でも返金できません。

7. 申込期間

開催日の2週間前まで

(受付は午前10時から午後5時まで、土日は除く。)

8. 申込方法

必要書類を申込期間内に日光だいや川公園管理事務所まで直接提出する(郵送、FAXの場合は公園管理事務所まで御一報ください)。

※公園における出店で、公園管理事務所が不適切な出店と判断した場合は出店を取り消しします。

9. 申込内容(提出する書類)

1. 出店申請書(参加店舗詳細・消費電力申請・名簿)【別紙1】

2. 代表者の身分証明書(運転免許証、保険証など)のコピー

3. 誓約書(捺印をすること)【別紙2】

※食品を取扱う場合は下記の4、5の書類も提出すること

4. 食品営業許可証の写し

※仕込みを行う場所は営業許可を受けている店舗か公共施設のみ可。

5. 取扱食品概要書【別紙3】

10. 出店品目や注意点・食品表示について

《飲食販売》

・その場での製造・加工・調理は、切る・煮る・焼くなどの簡易なもので加熱処理が行われるものに限りです。

・生もの(刺し身、すし等)、生の食肉・魚介類の販売は出来ません。

・仕込みの必要な原材料を使用する場合は、あらかじめ営業許可を受けた施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用(調理)直前まで十分に冷蔵したものを使用してください。

※アレルギー原因物質を含む食品の表示について

密封包装された食品加工品を販売される際には、アレルギー表示が義務づけられています。

表示の種類	特定原材料等
表示義務	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
表示推奨	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、カシューナッツ、バナナ、やまいも、もも、りんご、さば、ごま、さけ、いか、鶏肉、ゼラチン、豚肉、オレンジ、牛肉、あわび、まつたけ

※食品表示法に定められた表示について

密封包装された食品加工品を販売される際には、食品表示法に定められた表示事項の記載が必要です。

《物販販売》

パン・お菓子などの食品・食品加工品
野菜・果物
植物・花・苗
衣服アクセサリなど雑貨類、クラフト品、ワークショップ
化粧品などの日用品

※移動販売車の方

所轄保健所の「営業許可書」が必要です。営業許可書が無い場合、出店できません。

10. 出店に関する事項

【当日の流れ】

時間	出店者
8:30	搬入開始
9:00	設営
10:00	公園無料休憩所前にてミーティング（売上シートの配布など）
10:30	販売開始
↓	↓
16:00	販売終了
16:30	公園管理事務所に売り上げシートを提出
17:00	撤去・クリーンアップ作戦
18:30	完全搬出・終了

(1) 出店の仕様について

出店スペースは3m×3m以内とする。（複数テント原則不可）

※テントやテーブルなどの必要な物品類は各自で用意すること。

(2) 移動販売車について

移動販売車使用の方は申し込みの際にお知らせください。

(3) 電気・水道の使用について

※公園では電気の供給及び給排水の設備を用意出来ません。

- ・発電機をご使用になる方は必ず申し込み時に知らせること。
- ・申告のあった器具(電力)以外のコンセント(タコ足配線)や、後からの追加申告についてはその都度報告すること。
- ・水を使用する場合は各店舗で持参すること。

(4) 防火対策について

- ・イベント全体の防火対策として、火気を取り扱う出店者は消火器を必ず用意すること(無い場合は出店不可)。
- ・ガス使用出店者は、ガスコンロ下部に防火材を敷くこと。
- ・火気を取り扱う出店者は消火器の取り扱い方法を習得し、その管理に努めること。

(5) 食品の販売について

食品を販売する出店者は衛生管理に努めること。

申請受付後、出店内容について保健所より指導があった出店者については、公園管理事務所より連絡をするので適宜対応すること。

(6) 酒類の販売・業務中の飲酒について

酒類の販売をする際には、出店者が各自酒販許可を取ること。アルコールを販売・提供する出店者は、「未成年者飲酒禁止法」及び「栃木県青少年健全育成条例」を遵守し、未成年に販売・提供は必ずしない事。アルコールを販売・提供する出店者は、目視出来る箇所に、必ず年齢確認の貼紙を行い、年齢確認を行うこと。

なお、営業時間内の出店者の飲酒は禁止とさせていただきます。発覚次第出店取消し、今後の出店は認めません。

※酒類を販売する出店者は法律を遵守し、販売前に年齢及び車運転の有無を確認し、未成年者や車を運転する方には販売をしないこと。

(7) 清掃について

- ・開催後のクリーンアップ作戦に必ず参加すること。
- ・出店者から出たゴミについては各出店者が必ず持ち帰ること。

※会場内(ゴミ箱含む)やその周辺にゴミを置き去りにした出店者(申込者・団体)は次回の出店を認めません。

(8) 出品物等の管理

- ・出品物等は、出店者が各自の責任において管理することとし、万一の事故(盗難等)については、公園は一切の責任を負いません。
- ・出品物に対するクレーム等は出店者の責任において誠意を持って対処すること。

(9) 売り上げについて

- ・売上金：釣銭及び売上金の管理については各出店者で管理する。
- ・売上シートについて：当日の商品売上を「売上シート」に記載し、終了後公園管理事務所へ提出すること。(イベント全体の収益報告のため)

(10) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・出店ブースでのアルコール消毒・マスク・フェイスシールド等の感染対策を各自用意し、公園内でのマスク着用は義務付けとする。また、アクリル板やビニールカーテン設置等の出店ブースの工夫にも努める。
- ・他出店者や利用者とは十分なソーシャルディスタンスを図るよう努め、定期的な手洗い・うがい・アルコール消毒を行なう。
- ・出店者は当日の搬入前に検温を行ない、ミーティングの際に公園職員へ検温結果を報告する。
- ・利用者への呼び込みや説明・会計時での大声の会話を控える。

11. 注意事項

◎新型コロナウイルス感染蔓延が予測される場合及び悪天候時などによる事故の恐れがある場合には開催を中止します。その際には出店者へ連絡します。

1. 災害が前日から予測される場合

開催前日 17 時に公園管理事務所で開催可否の判断をし、中止の場合は開催前日の 18 時までに出店ブース申込書記載の連絡先に連絡する。

2. 前日では判断がつかない場合

当日の朝 8 時に公園管理事務所で開催可否の判断をし、中止の場合は連絡する。

◎公園判断により『だいやの週末』が開催されない場合であっても、出店準備に要した経費については、公園は一切の責任を負いません。

◎会場内及び周辺での迷惑行為は一切しないこと。

◎注意事項を守らず、『だいやの週末』の運営に非協力的な言動及び行動をした出店者(申請者及び団体)については出店を取り消し、今後の出店についても認めません。

12. 問い合わせ(申込み先)

〒321-1263 栃木県日光市瀬川 844
日光だいや川公園管理事務所
TEL : 0288-23-0111 FAX : 0288-23-0331

だいやの週末 出店申請書

① 出店名 (屋号)	
② ご担当者名	
③ 事前連絡先 メールアドレス	
④ 当日連絡先携帯番号	
⑤ 出店希望日	
⑥ 出店形態 (該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 物販ブース (雑貨・パッケージ済食品など) <input type="checkbox"/> 飲食ブース (現地調理食品)
⑦出店する内容(メニュー、物) ※飲食ブース出店者は大まかなメニューと価格を記入	
⑧テーマに沿った PR 文章	
⑨店頭で行なう 感染症対策	
⑩発電機について (1)利用の有無 <u>(2)使用機器 (台数も)</u> <u>(3)ワット数</u> (4)口数	(1) (2) (3) (4) ※ドラムリールをお持ちでしたらご持参ください。
⑪移動販売車使用	有 ・ 無
⑫火気使用	有 ・ 無
⑬酒類販売	有 ・ 無

誓約書

以下の各項目をご確認のうえ、末尾ご記名にてお申込ください。

- (1) 上記場所を借用するにあたって、公園の指示に従います。
- (2) 当該出店に起因するトラブルが発生した場合、当方はその責任と負担において解決し、公園に何ら迷惑をかけません。
- (3) イベント終了時、当方は自らの負担で備品等を撤去し、開催場所を原状回復の上、公園に明渡し、公園に対して諸費用の返還、移転料、立退料、権利金等一切の請求をしません。
- (4) 本申込書に記載のない事項については、別途確認するものとします。

以上の内容を承諾し、出店の申込みをいたします。

令和 年 月 日

申込み者氏名： _____ 印

【提出先】

〒321-1263 栃木県日光市瀬川 844 日光だいや川公園管理事務所 TEL：0288-23-0111 FAX：0288-23-0331

取扱食品概要書

出店者 住所
氏名
電話番号

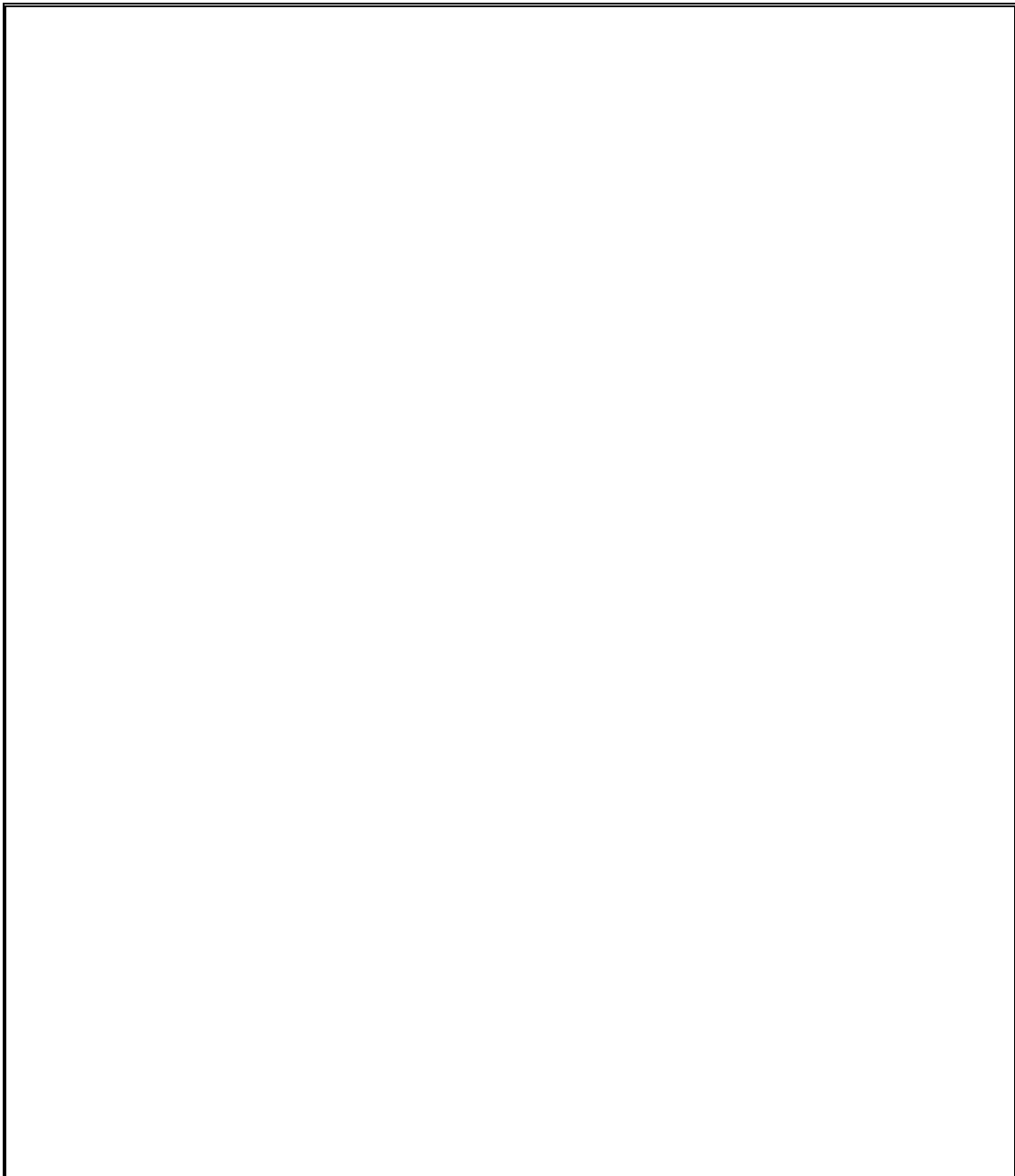
- 1 行事の名称 だいやの週末
- 2 出店期間 令和 年 月 日 ()
午前10時半～午後4時
- 3 食品取扱責任者の氏名
- 4 取扱食品の概要

取扱食品		原 材 料				調理方法・販売方法 (具体的に記載)
メニュー	食数	原材料名	仕入先	数量	保存方法	

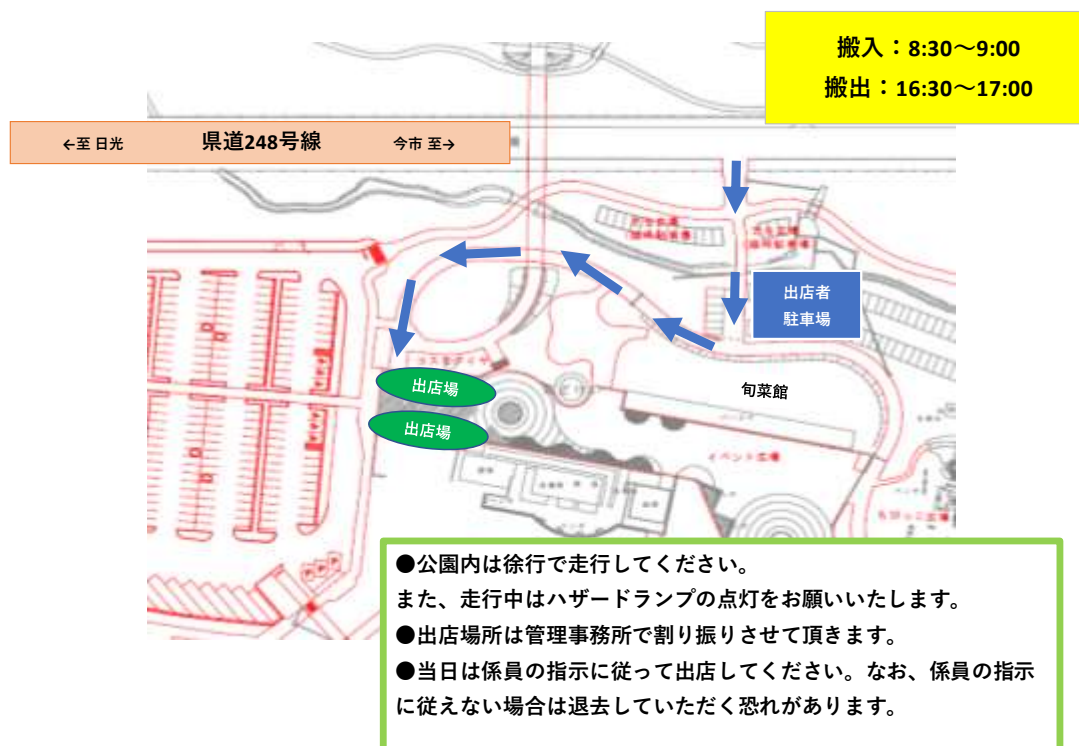
5 店舗の概要 (該当するものに○をつける)

- (1) 設置場所 【 屋内 ・ 屋外 】
- (2) 給水設備 【 水道 ・ 貯水タンク ・ その他 () 】
- (3) トイレの有無 【 有 ・ 無 】

《店舗の平面図》



だいやの週末 搬入出経路



公園内は徐行（20 km/h 未満）でハザードランプ点灯の上走行してください。
公園利用者の安全確保のご協力をお願いいたします。

◎開門：8：30 ※閉門は17：30

搬入は8：30～9：00の間に行なってください。

搬出は17：00～17：30の間に行なってください。

◎出店者用駐車場

旬菜館裏手の芝生広場（臨時駐車場）スペースをご利用ください。（1出店につき1スペースです。2台以上ご利用の際はご相談ください。）